

○富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付要綱

令和7年3月12日

教委告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、富士見町の不登校児童生徒等に対し、フリースクール等の通所に要する交通費(以下「交通費」という。)を補助することにより、当該児童生徒等家庭の経済的負担を軽減し、児童生徒の学びの保障や社会的自立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。
- (3) フリースクール等 町が設置する中間教室及び信州型フリースクール認証制度の認定を受けた民間団体等が運営する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている児童生徒の保護者等であって、次のいずれかを利用して通所を行う児童生徒の保護者等とする。

- (1) 自家用自動車(保護者が通所のための自家用自動車を使用しその費用を負担しているもの)
- (2) 公共交通機関(タクシーを除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 通所しているフリースクール等の行う送迎サービスを受けている者
- (2) 富士見町立小中学校通学費補助金を受けている者

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、不登校児童生徒がフリースクール等に通うに当たり、その保護者が負担する交通費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる通所区分(複数区分を併用している者はいずれか1

つの区分に限る。)に応じて算定し、いずれも月額5,000円を上限とする。

(1) 自家用自動車 自宅からフリースクール等までの往復距離とし、富士見町職員の旅費に関する条例(昭和34年富士見町条例第10号)第12条の規定に準ずる額とする。

(2) 公共交通機関 鉄道の運行区間の運賃(普通旅客運賃)の往復額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請するものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、申請者を交通費補助資格者として認めるときは、富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助金交付の対象となる期間は、第6条の規定により申請した日(以下「申請日」という。)の属する月の1日から申請日の属する年度の末日までとする。

(申請内容の変更)

第9条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じたときは、富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金変更交付申請書(様式第3号)により、町長に申請しなければならない。

(実績の報告及び補助金の請求)

第10条 補助決定者は、町長が定める期日までに富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金実績報告書兼請求書(様式第4号)に富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所実績報告書(様式第5号)等の通所が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

(交付確定)

第11条 町長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し補助金の額を確定し、10月と3月に支給する。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、交通費補助資格者が偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受け又はこの要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付申請書

年 月 日

富士見町長 様

住 所  
申請者（保護者）  
連絡先

年度富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金を下記のとおり申請  
します。

児童生徒 氏名		生年 月日		在籍学校名 (学年組)	( )
通 所 施 設 ①	施設名			通所開始日	
	施設所在地				
	通所方法 <input type="checkbox"/> 自家用車 【自宅～施設までの最短距離】 往復 km <input type="checkbox"/> 電車 【 駅～ 駅】 往復 円 <input type="checkbox"/> その他 【 】				
通 所 施 設 ②	施設名			通所開始日	
	施設所在地				
	通所方法 <input type="checkbox"/> 自家用車 【自宅～施設までの最短距離】 往復 km <input type="checkbox"/> 電車 【 駅～ 駅】 往復 円 <input type="checkbox"/> その他 【 】				
通 所 施 設 ③	施設名			通所開始日	
	施設所在地				
	通所方法 <input type="checkbox"/> 自家用車 【自宅～施設までの最短距離】 往復 km <input type="checkbox"/> 電車 【 駅～ 駅】 往復 円 <input type="checkbox"/> その他 【 】				

様式第2号(第7条関係)

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付決定通知書

子 第 号  
年 月 日

様

富士見町長

年 月 日付で申請のあった、 年度富士見町小中学校児童生徒の  
フリースクール等通所交通費補助金交付申請書について、次のとおり決定します。

申請者氏名	
住 所	
児童生徒氏名	
通所施設名	
通所方法	
通所開始日	年 月 日

様式第3号(第9条関係)

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金変更交付申請書

年 月 日

富士見町長 様

住 所  
申請者 (保護者)  
連絡先

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金交付要綱の規定により、  
変更内容を申請します。

1. 申請者の住所・氏名の変更

変更前	
変更後	

2. 通所施設・通所方法等の変更

変更事項にを記入してください 通所施設 通所方法 その他

変更前	
変更後	

様式第4号(第10条関係)

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所交通費補助金  
実績報告書兼請求書

年 月 日

富士見町長 様

住 所  
申請者 (保護者)  
連絡先

年 月から 年 月分の通所実績について報告し、下記のとおり請求します。

記

1. 児童生徒名 \_\_\_\_\_  
2. 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

通所月	通所施設	日数 (a)	往復交通費 (b)	合計金額 (a) × (b)	月の合計金額 *月額5,000円上限
月					
月					
月					
月					
月					
月					

3. 振込口座 \*申請者の口座を記入してください

金融機関	銀行・信金 農協・信組	支店名	支店
口座番号	□普通 □当座	フリガナ	
		口座名義人	

様式第5号(第10条関係)

富士見町小中学校児童生徒のフリースクール等通所実績報告書

年 月 日

富士見町長 様

住 所  
施設名  
代表者氏名  
連絡先

記

年 月 分の通所状況について、下記のとおり報告します

児 童 生 徒 氏 名	通 所 日 数	備 考
	日	
	日	
	日	
	日	
	日	

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)